

松本市社会福祉協議会地域福祉推進会議の設置について

1 趣旨

社会福祉協議会における地域福祉事業のより一層の推進を図るため、松本市社会福祉協議会地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置します。

2 推進会議の内容

推進会議の内容については、次の通りとします。

(1) 所管事項

- ア 地域福祉事業に関する方針協議、決定
- イ 地域福祉事業に関する関係課間の意見交換、情報提供と情報共有
- ウ 事務局長から指示を受けた事項
- エ その他地域福祉の推進に関する事項

(2) 構成

地域福祉課長、生活福祉課長、西部地区センター課長、四賀地区センター課長、北部地区センター課長、地域福祉課担当係長、その他地域福祉課長が必要と認めた職員

(3) 開催時期等

必要に応じて地域福祉課長が開催

(4) 地域福祉推進担当者会議

推進会議に、補助機関として地域福祉推進担当者会議を置きます。

ア 構成

地域福祉課長、各課地域福祉担当係長、各課地域福祉担当者

イ 開催時期等

必要に応じて地域福祉課長が開催

(5) 事務局

事務局は、地域福祉課とします。

3 推進会議の体系

体系図（別図）のとおり